



HPはこちら

「仕事と育児の両立支援等のさらなる推進について」の提案を受ける！

扶養手当の見直しについて

◇子育て世帯へのさらなる支援のため、扶養手当を増額する。

	配偶者	子					子以外 (障がい)
		第1子	第2子	第3子以降	配偶者無(第1子)	障がい	
現行	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	20,000円	12,000円	10,000円
改正	10,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円	20,000円	

※主務職及びT等級の一部の社員に対し、調整措置を行う。

◇扶養手当の障がいの範囲を「所得税法に定める特別障害者」に拡大する。

※これまで対象外であった心臓・じん臓等の機能障害(1級・2級)や精神障害(1級)が対象となる。

管理手当等の見直しについて

◇管理者等の処遇改善や扶養手当との均衡等を踏まえ、管理手当等を一律5,000円増額する。

現行		改正	
主幹職 A	62,000～37,000円	主幹職 A	67,000～42,000円
主幹職 B	57,000～34,000円	主幹職 B	62,000～39,000円
技術専任職	57,000～42,000円	技術専任職	62,000～47,000円
主務職	42,000～31,000円	主務職	47,000～36,000円

※医療社員についても一律5,000円の増額

難病や障がいのある子を養育する社員の勤務の見直しについて

◇難病や障がいのある子を養育する社員の育児・介護勤務A,B及び養育休暇の取得可能期間を拡大する。

育児・介護勤務 A	育児・介護勤務 B	養育休暇(月5日)
取得可能期間を中学校3年生までに統一		

※「難病や障がい」の定義は、扶養手当と同様とする。

別居手当の支給範囲の拡大について

◇勤務地が変わらない担務変更等により別居する場合も別居手当を支給する。

※2023年9月30日以前に担務変更等により別居した社員に対し、移行措置を設ける。

実施期日

◇令和5年10月1日

その他

◇「出産祝金」の新設について

※出産時、子1人につき一律20万円を支給(夫婦とも社員の場合は、どちらか一方に支給)

◇入寮要件の見直しについて

- ・単身赴任者の入寮要件を別居手当と同様にする。
- ・35歳以上の独身者が異動等により住居が変更となる場合、異動後3箇月以内の一時的な入寮を認める。(配偶者の居住地から勤務箇所までの所要時間は60分以上等)